

食品表示に関する行政評価・監視—監視業務の適正化を中心として—の結果
に基づく勧告に対する改善措置状況（2 回目のフォローアップ）の概要（ポイント）

【勧告先】消費者庁、農林水産省 【勧告日】平成 22 年 9 月 3 日
【1 回目の回答日】消費者庁：平成 23 年 7 月 11 日、農林水産省：平成 23 年 7 月 15 日
【2 回目の回答日】消費者庁：平成 24 年 11 月 1 日、農林水産省：平成 24 年 10 月 30 日

1 調査概要

近年、食品表示に対する一般消費者の信頼を低下させる事件が頻発していることなどから、食品表示に対する国民の信頼の回復が急務。このような中、食品表示を含めた消費者行政を統一的・一元的に推進するため、平成 21 年 9 月 1 日、内閣府の外局として消費者庁が設置

以上のような状況を踏まえ、関係機関による食品事業者に対する食品表示監視業務の適正化を図るなどの観点から、公正取引委員会、消費者庁、厚生労働省、農林水産省、18 都道府県等を調査し、下記のような事項について勧告

この勧告に対し、消費者庁及び農林水産省がどのような改善措置を講じたか、2 回目のフォローアップ結果を公表するもの

2 主な勧告事項及び消費者庁・農林水産省が講じた改善措置状況

(1) 食品表示に関する監視業務の適正化

勧告事項

- 1 立入検査の権限を行使し事実を検証する必要性を考慮し、立入検査又は任意調査のいずれを実施するかについての判断基準を明確化（農林水産省）
- 2 任意調査等は、原則、県域事業者に関しては都道府県が、広域事業者に関しては国が実施するという役割分担を踏まえ、国が県域事業者に対して任意調査等を行う場合は、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、事前に文書で調整し、都道府県を補完する観点から実施（農林水産省）
- 3 疑義情報を把握した場合は、速やかに立入検査等を実施すること（農林水産省）
- 4 改善の現地確認を確実にを行うとともに、これらを点検する仕組みを設けるよう都道府県等を指導し、その結果を確認・点検（消費者庁）



その後の改善措置状況

- 1 国において立入検査が可能な事案については、JAS 法に基づき行う立入検査によることを原則としたことを踏まえ、全て立入検査を実施
- 2 あらかじめ、業態が都道府県域事業者であることを確認した事案の全てについて、都道府県からの協力要請等の事実を文書で明らかにし、都道府県を補完する観点から調査を実施
- 3 疑義情報の把握から改善確認の実施に至るまでの全工程の進行管理を適切に行い、疑義情報の把握から立入検査等までの期間を極力短縮
(7 日以上を要したもの：5 割(調査時)→2 割(24 年 1 月))
- 4 都道府県等に対し、違反事業者からの改善報告の受理後及び違反等の発見後に改善の現地確認を速やかに行うとともに、これらを点検する仕組みを設けるよう指導
(全ての都道府県等で点検を実施していることを確認)

(2) 食品表示監視業務の業務量の検証及びこれに合わせた要員配置の見直し

勧告事項

当省の調査結果を踏まえ、各農政局・事務所の食品表示監視業務の業務量を検証し、各農政局・事務所間の要員の配置を均衡にする中で要員の合理化を図るなど、合理的な要員の配置を図ること（農林水産省）



その後の改善措置状況

平成 23 年 9 月の地方組織の再編に際し、業務実績等を勘案した業務量指標を設定し、地方農政局・地域センターの人員の合理化を図る中で、合理的な人員の配置を実施
(地方農政局等の人員と業務量指標に基づく人員の比率の最大最小比：1.2 倍(24 年))

※ 勧告及び結果報告書は、総務省ホームページに掲載しています。

食品表示に関する行政評価・監視－監視業務の適正化を中心として－の結果

に基づく勧告に対する改善措置状況（２回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成 20 年 8 月～22 年 9 月
- 2 調査対象機関 消費者庁、農林水産省

【勧告日及び勧告先】 平成 22 年 9 月 3 日 消費者庁、農林水産省

【回答年月日】 平成 23 年 7 月 11 日 消費者庁
平成 23 年 7 月 15 日 農林水産省

【その後の改善措置状況に係る回答年月日】 平成 24 年 11 月 1 日 消費者庁、平成 24 年 10 月 30 日 農林水産省

【行政評価・監視の背景事情等】

- 食品表示については、食品の品質に関する適正な表示を行わせることによって一般消費者の選択に資するため、一般消費者向けに販売される全ての飲食料品に対する品質表示の義務付け、全ての生鮮食品に対する原産地表示の義務付け等の規制
- 一般消費者に対する食品に関する公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から、販売の用に供する食品に関し、表示基準あり。一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保する見地から、不当な表示が、国民の健康の保持増進の見地から、虚偽・誇大な表示が、それぞれ禁止
- 食肉加工卸売会社の食肉偽装事件、菓子製造販売会社の賞味期限の改ざん事件など、食品表示に対する一般消費者の信頼を低下させる事件が発生し、各種世論調査においても、国民の食品表示に対する信頼が低下
- この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、関係機関による食品事業者に対する食品表示監視業務の適正化及び食品表示に対する国民の信頼の回復に向けた取組の推進を図る観点から、その実態を調査し、関係行政の改善に資するため実施

勸告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>1 食品表示に関する監視業務の適正化 (1) JAS法等に基づく監視業務 ア 立入検査・任意調査 (勸告要旨)</p> <p>① 今後は立入検査の権限を行使し事実を検証する必要性を考慮し、立入検査又は任意調査のいずれを実施するかについての判断基準を明確化すること。</p> <p>② 任意調査は、原則として、県域事業者に関しては都道府県が、広域事業者に関しては国が実施するという役割分担を踏まえ、国が県域事業者に対して任意調査等を行う場合は、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、事前に文書で調整し、都道府県を補完する観点から実施すること。</p> <p>③ □疑義情報を把握した場合は、速やかに立入検査、任意調査等を実施すること。 (農林水産省)</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 立入検査 (JAS法第20条第3項) 品質表示基準が定められている生鮮・加工食品の製造業者等の店舗等に立ち入り、表示状況、関係帳簿・書類等を検査。拒否等に対抗する手段(罰則)あり。</p> <p>○ 任意調査 (農林水産省設置法第4条第5号) 調査事項は上記の立入検査と同じ。 事業者の協力を得て実施するもので、拒否等に対抗する手段なし。</p> <p>○ 農林水産省と都道府県の役割分担 JAS法に基づく品質表示基準の違反に係る県域事業者(注)に対する立入検査については、原則として、その所在を管轄する都道府県が実施(自治事務)</p>	<p>→1回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況 ⇒2回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況</p> <p>(農林水産省)</p> <p>→① 「食品表示に関する立入検査等について」(平成22年10月29日付け22消安第6389号農林水産省消費・安全局長通知。以下「平成22年10月29日付け通知」という。)を発出し、地方農政局(地方農政事務所を含む。)、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局(以下「地方農政局等」という。)が、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。)第19条の14(表示に関する指示等)の規定の施行に関連して行う巡回的な調査や疑義情報に基づく調査について、JAS法に基づき行う立入検査によることを原則とすることとした。</p> <p>⇒① 平成22年10月29日付け通知により、地方農政局等が行う上記調査については、国において立入検査を行うことが可能な事案は全て立入検査を行っている。</p> <p>→② 平成22年10月29日付け通知により、地方農政局等が都道府県からの協力要請等を踏まえて都道府県域事業者に対する調査を実施するに当たっては、事前に、協力要請等の事実を都道府県からの文書(メールを含む)で明らかにしておくこととした。</p> <p>⇒② 平成22年10月29日付け通知により、上記の協力要請等があり、あらかじめ業態が都道府県域事業者であることを確認した事案は、協力要請等の事実を全て文書(メールを含む)で明らかにして、都道府県を補完する観点から調査を実施している。</p>

勸 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p>農林水産省は、広域事業者（主たる店舗等が複数都道府県の区域内にある製造業者等）の改善指示を実施するために必要な場合にのみ実施 （注）主たる店舗等が一の都道府県の区域内のみにある製造業者等</p> <p>《調査結果》</p> <p>9 農政局・事務所を調査した結果、</p> <p>○ 立入検査又は任意調査のいずれを実施するかについての明確な判断基準がなく、任意調査の占める割合が99%（2,466件中2,445件） → 産地偽装の疑いで任意調査を行ったものの、相手方から協力が得られないとして、疑義を確認できないまま処理を終えている例あり。</p> <p>○ 農林水産省と都道府県の役割分担が不明確なものあり。 本来、都道府県が実施すべき県域事業者に対する任意調査が58%（抽出した県域事業者の任意調査320件中187件） → 農政局・事務所が単独で調査を実施しているが、文書によらず口頭（電話）で調査依頼を受けたとしているもの、事前調整の文書がない又は内容が不適切なものあり。（187件中96件（8局所）） このため、調査依頼を失念していたなどの理由から、疑義を把握してから任意調査までの期間が120日間以上要しているものあり。（4件：最長199日）</p> <p>○ 疑義情報を把握してから速やかに立入検査・任意調査が行われていないもの（7日間以上を要しているもの → 立入検査：21件中7件、任意調査：487件中237件（最長135日））</p>	<p>→③ 平成22年10月29日付け通知により、地方農政局等が疑義情報を把握した後、速やかに立入検査等を実施することとし、</p> <p>i) 疑義情報に基づいて行う立入検査等（都道府県からの協力要請等を踏まえて行う調査を含む。以下同じ。）について、地方農政局等、地方農政事務所及び地域課の各組織において、その開始から違反事業者の改善確認の実施に至るまでの全工程の進行管理を適切に行うこと</p> <p>ii) i) の状況を地方農政事務所長は地方農政局長に、地方農政局等の長は消費・安全局長に定期的に報告し、報告を受けた組織は迅速な対応が確保されているか等を点検すること</p> <p>iii) 以上を通じて、疑義情報等の把握から立入検査等までの期間を極力短縮すること。なお、的確な立入検査等に必要な準備は適切に行うよう留意することとした。</p> <p>また、平成22年11月29日に開催した地方農政局等表示・規格課長等会議において、改めて、指示内容を徹底した。</p> <p>さらに、地方農政局では、それぞれ会議を開催し、管内の地方農政事務所に対して、局長通知の指示内容及び地方農政局等表示・規格課長等会議の指導内容を徹底した。</p> <p>⇒③ これまでの取組により、疑義情報の把握から立入検査等の着手までに7日間以上を要した割合は、総務省の調査時に5割だったものが平成24年1月時点では2割に減少した。</p> <p>「食品表示監視業務における進行管理の再徹底について」（平成24年6月7日付け農林水産省表示・規格課食品表示・規格監視室長事務連絡。以下「平成24年6月7日付け事務連絡」という。）を発出し、平成22年10月29日付け通知の内容を地方農政局消費・安全部表示・規格課長等に再度指示した。</p> <p>また、平成24年6月26日に開催した地方農政局等表示・規格</p>

勸告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>イ 巡回調査及び一般消費者等による監視 (勸告要旨)</p> <p>① 一般調査で発見した不適正表示の処理の遅れや不適切な事務処理について、点検する仕組みを設けること。</p> <p>② 巡回調査は、原則として、県域事業者に関しては都道府県が、広域事業者に関しては国が実施するという役割分担を踏まえ、国が県域事業者に対して巡回調査等を行う場合は、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、事前に文書で調整し、都道府県を補完する観点から実施すること。その際、国と都道府県で調査が重複しないように行うこと。</p> <p>③ 一般調査を適切に実施する手段として、調査対象店舗名簿（以下「事業者データマスタ」という。）を適時適切に整備すること。 また、農政局・事務所に対する調査対象店舗数の配分は、実際の店舗数及び実施体勢も考慮すること。（農林水産省）</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 巡回調査（農林水産省設置法第4条第5号） 農政局・事務所の担当職員が、生鮮食品を販売している広域事業者・県域事業者の店舗等を対象に、食品表示が適正に表示されているか、日常的に調査</p> <p>巡回調査には、一般調査（通年）と特別調査（期間限定）の2種類あり。 また、一般調査では、事業者データマスタの中から対象事業者を選定し、次のような調査を実施</p>	<p>課長等会議において、改めて、指示内容を徹底した。</p> <p>さらに、地方農政局等では、それぞれ会議を開催し、管内の地域センターに対して、平成22年10月29日付け通知の指示内容及び地方農政局等表示・規格課長等会議の指導内容を徹底した。</p> <p>（農林水産省）</p> <p>→① 平成22年10月29日付け通知により、地方農政局等が疑義情報を把握した後、速やかに立入検査等を実施等することとし、</p> <p>i) 疑義情報に基づいて行う立入検査等について、地方農政局等、地方農政事務所及び地域課の各組織において、その開始から違反事業者の改善確認の実施に至るまでの全工程の進行管理を適切に行うこと</p> <p>ii) i) の状況を地方農政事務所長は地方農政局長に、地方農政局等の長は消費・安全局長に定期的に報告し、報告を受けた組織は迅速な対応が確保されているか等を点検すること</p> <p>iii) 以上を通じて、疑義情報等の把握から立入検査等までの期間を極力短縮すること。なお、的確な立入検査等に必要な準備は適切に行うよう留意することとした。</p> <p>⇒① これまでの取組により、都道府県域事業者に対する一般調査における加工食品の表示の欠落について、発見から都道府県への回付までに5営業日を超えた割合は、総務省の調査時に8割だったものが平成24年1月時点では1割に減少した。</p> <p>また、平成24年6月7日に、平成22年10月29日付け通知の内容を再度指示するとともに、地域センター等にも徹底した。</p>

勸告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>・表示実施状況調査 ⇒ 表示事項の欠落の有無を目視で確認</p> <p>・真正性確認調査 ⇒ 品目の名称及び原産地の表示の根拠を帳票類により確認</p> <p>《調査結果》</p> <p>9 農政局・事務所を調査した結果、</p> <p>○ 調査で発見した不適正表示に処理の遅れや事務処理が不適切なものあり。 → 加工食品の表示の欠落の発見（県域事業者）から都道府県に情報提供を行うまでの期間が5営業日を超えているもの（26店舗中22店舗）等</p> <p>○ 県域事業者に対する巡回調査が約50%（18年度：50.6%、19年度：49.8%、20年度：47.9%） → この中には同一年度に農林水産省と府県が二重に調査を実施している例あり。（調査を行った7局所中3局所（1万727件中62件））</p> <p>○ 事業者データマスタのメンテナンス状況に不備があるもの → 1事務所において8広域事業者の把握漏れ。また、7農政局・事務所において38県域事業者の把握漏れ等</p>	<p>⇒② 平成22年10月29日付け通知により、地方農政局等が、都道府県からの協力要請等を踏まえて都道府県域事業者に対する調査を実施するに当たっては、事前に、協力要請等の事実を都道府県からの文書（メールを含む）で明らかにしておくこととした。</p> <p>⇒② 平成22年10月29日付け通知により、上記の協力要請等があり、あらかじめ業態が都道府県域事業者であることを確認した事案は、協力要請等の事実を全て文書（メールを含む）で明らかにし、都道府県を補完する観点から調査を実施している。</p> <p>⇒③ 平成22年9月28日に地方農政局等表示・規格課長等会議を開催し、調査のベースとなる事業者データマスタを適時適切に整備するよう指示した。地方農政局等に対する一般調査対象店舗数の配分については、事業者データマスタ、商業統計に基づく飲食料品小売業者等の数を考慮し、地方組織の再編等の状況を踏まえて行っていく。</p> <p>⇒③ 巡回調査時に得られる情報やインターネットで得られる食品事業者の情報等を活用して、随時事業者データマスタの整備・更新に努めており、平成24年6月26日に開催した地方農政局等表示・規格課長等会議において、これらの取組を一層進めるよう改めて徹底し、地域センター等にも徹底した。 平成24年度の地方農政局等に対する一般調査対象店舗数の配分は、事業者データマスタ、商業統計に基づく飲食料品小売業者等の数を考慮し、平成23年9月の地方組織の再編（地方農政事務所を廃止し、地域センターを設置）の状況を踏まえ行った。 なお、平成23年度以降、中間流通業者の調査数の配分については、増加を図った。</p>

勸告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>(2) 食品衛生法に基づく監視業務 (勸告要旨)</p> <p>① 重点監視指導項目の内容が実施されるよう都道府県等に助言すること。また、基準違反等を発見した場合の対応方針の確実な実施について都道府県等に助言すること。</p> <p>② 検査品目について、食品種類別に検査品目数及び違反品目数を記録し、可能な範囲でその違反率の検証を行うよう都道府県等を指導すること。</p> <p>③ 食品表示基準違反等の改善の現地確認を確実にするとともに、これらを点検する仕組みを設けるよう都道府県等を指導し、その結果について確認・点検すること。</p> <p>④ 食品表示基準違反等に関する事務処理・措置及び他の都道府県等からの通報に関する事務処理を適切に行うとともに、これらを点検する仕組みを設けるよう都道府県等を指導し、その結果について確認・点検すること。 (消費者庁)</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 国内の食品等事業者に対する監視指導は、基本的に都道府県、保健所設置市及び特別区が実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事等は、国の指針に基づき、毎年度、翌年度の「都道府県等食品衛生監視指導計画」を定めなければならない。(法第24条第1項) 都道府県知事等は、その職員に営業の場所等に臨検(立入検査)し、販売する食品等は無償で収去(収去検査)させることができる。(法第28条第1項) <p>○ 食品表示に関する重点監視指導項目</p> <ul style="list-style-type: none"> アレルギー物質を含む食品に関する表示の徹底(国の指針) 科学的・合理的根拠なく、消費期限を超えた期限の表示等、不適切な期限表示の有無(厚生労働省通知)等 	<p>(消費者庁)</p> <p>→① 全国の47都道府県、66保健所設置市及び23特別区(以下「都道府県等」という。)の衛生主管部(局)長に対して、「食品表示に関する行政評価・監視結果(勸告)について」(平成22年9月3日付け消食表第292号消費者庁食品表示課長通知。以下「課長通知」という。)を発出し、以下の点について重点的に監視指導を行うとともに、必要に応じて都道府県等食品衛生監視指導計画に記載するよう依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) アレルギー物質を含む食品に関する表示の徹底のための製造者及び加工者による使用原材料の点検及び確認を徹底すること。 ii) 科学的・合理的根拠なく、消費期限を超えた期限の表示等、不適切な期限表示の有無について、製品又は加工品に関する記録等を確認すること。 iii) 製品の期限設定の一覧とその根拠が工場等に備え付けてあるか確認すること。 <p>また、以下の点について確実に実施するとともに、必要に応じて都道府県等食品衛生監視指導計画に記載するよう依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> iv) 違反が軽微な場合であって直ちに改善が図られるもの以外の違反については書面により改善指導を行うこと。 v) 改善措置状況の確認及び記録を適切に行うこと。 <p>さらに、「平成22年度食品衛生法等に基づく食品等の表示に係る年末一斉取締りの実施について」(平成22年11月18日付け消食表第410号消費者庁次長通知)により、都道府県等に示した「平成22年度食品等の表示に係る年末一斉取締りの実施要領」(以下「平成22年度年末一斉取締り実施要領」という。)にも、上記の事項を盛り込み、その徹底を図った。</p>

勸告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>○ 基準違反を発見した場合の対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 違反が軽微で直ちに改善が図られるもの以外の法違反については、書面により改善指導を行うこと。(国の指針) ・ 違反業者等の改善措置状況の確認及びその記録を適切に行うこと。(厚生労働省通知) <p>《調査結果》</p> <p>18 都道府県等の保健所の監視業務を調査した結果、</p> <p>○ 重点監視指導項目及び基準違反を発見した場合の対応方針が、都道府県等食品衛生監視指導計画に明記されていない。</p> <p>→ 「アレルギー物質を含む食品に関する表示の徹底」が記載なし。(4 県市)</p> <p>→ 「違反が軽微で、直ちに改善が図られるもの以外は書面により改善指導を行うこと」が記載なし。(4 都県市) 等</p> <p>○ 検査した食品種類別に検査品目数及び違反品目数を記録しておらず、品目ごとの違反率が検証できない。(16 道県市区)</p> <p>○ 基準違反等の改善の現地確認が行われていない又は確認までに長期を要している。</p> <p>→ 改善の現地確認を行っていない(記録なしを含む。)(1,062 件中 825 件(77.7%))</p> <p>→ 改善の現地確認までに 31 日以上要している。(237 件中 81 件(34.2%))</p> <p>○ 違反事業者に対する事務処理、他の都道府県等への通報案件の事務処理が不適切</p> <p>→ 検査結果の記録が残されていない、又は具体的な違反内容、指導内容等が未記載(3 都道市:98 件) 等</p>	<p>⇒① 平成 23 年度以降においても、年末・夏期の一斉点検に際し、都道府県等に対して示す実施要領(以下単に「実施要領」という。)に、上記 i) から v) までの事項を盛り込み、その都度、徹底を図った。</p> <p>→② 全国の都道府県等の衛生主管部(局)長に対して課長通知を发出し、立入検査でチェックした品目について、食品種類別に検査品目数及び違反品目数を記録し、可能な範囲でその違反率の検証を行うよう指導した。</p> <p>また、平成 22 年度年末一斉取締り実施要領に上記の事項を盛り込み、その徹底を図った。</p> <p>⇒② 立入検査でチェックした品目について、食品種類別に検査品目数及び違反品目数を記録し、可能な範囲でその違反率の検証を行うことを実施要領に盛り込み、その徹底を図った。</p> <p>→③ 全国の都道府県等の衛生主管部(局)長に対して課長通知を发出し、違反事業者からの改善報告の受理後及び食品表示基準違反等の発見後において、改善の現地確認を速やかに行うとともに、これらを点検する仕組みを設けるよう指導した。</p> <p>また、平成 22 年度年末一斉取締り実施要領に、上記の事項を盛り込み、その徹底を図った。</p> <p>その後、都道府県等による点検する仕組みの有無を確認(平成 23 年 1 月 31 日期限。以下同じ。)したところ、全ての都道府県等(136)から回答があった。このうち、132 の都道府県等では「改善指導実施後の現地確認までの時間を要しているもの、あるいは現地確認が行われていないものについて、点検を行っている。」としている。また、「点検を行っていない。」としている 4 都道府</p>

勸告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>(注) 18 都道府県等における平成 19 年度の食品衛生監視員 1 人当たりの立入検査実施施設数は、932.9 施設となっている。</p>	<p>県等においても、今後点検を行う予定である旨の回答があった。</p> <p>⇒③ 違反事業者からの改善報告の受理後及び食品表示基準違反等の発見後において、改善の現地確認を速やかに行うとともに、これらを点検する仕組みを設けることを実施要領に盛り込み、その徹底を図った。</p> <p>また、前回の回答の際に、「点検を行っていない。」と回答した 4 都道府県等における状況を確認したところ、当該 4 都道府県等の全てにおいて改善を行った旨の回答があった。</p> <p>→④ 全国の都道府県等の衛生主管部（局）長に対して課長通知を發出し、違反内容、指導内容等の立入検査の記録を適切に行うこと、指導後の改善の現地確認の記録を適切に行うこと、同一事業者が違反を繰り返している場合には書面による指導を行うこと、これらを点検する仕組みを設けること等、立入検査で発見した食品表示基準違反等に関する事務処理・措置を適切に行うよう指導した。</p> <p>また、平成 22 年度年末一斉取締り実施要領に、上記の事項を盛り込み、その徹底を図った。</p> <p>その後、都道府県等により点検する仕組みの有無を確認したところ、全ての都道府県等から「点検を行っている。」との回答があった。</p> <p>⇒④ 違反内容、指導内容等の立入検査の記録を適切に行うこと、指導後の改善の現地確認の記録を適切に行うこと、同一事業者が違反を繰り返している場合には書面による指導を行うこと、及びこれらを点検する仕組みを設けること等、立入検査で発見した食品表示基準違反等に関する事務処理・措置を適切に行うことを実施</p>

勸告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>(3) 景品表示法に基づく監視業務 (勸告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>食品表示に対する信頼回復に向けて、行政の透明性の向上を図る観点から、景品表示法に基づく食品表示案件に係る件数を把握、整理するとともに、その分析・公表を行い、関係機関との情報の共有を推進すること。 (消費者庁) (注)</p> </div> <p>(注) 消費者庁の設置(平成21年9月1日)に伴い、景品表示法に係る事務は、公正取引委員会から消費者庁に移管された。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 景品表示法は、事業者が供給する全ての商品・役務について、以下の不当表示を禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優良誤認表示(法第4条第1項第1号) ・有利誤認表示(法第4条第1項第2号) ・内閣総理大臣が指定する不当表示(法第4条第1項第3号) <ul style="list-style-type: none"> → 一般消費者からの情報提供、立入検査(法第9条第1項)等を通じて、不当表示を把握 (不当表示に対する行政指導・処分) <p>措置命令： 不当表示に該当する行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示等の命令(法第6条)</p> <p>指 導： 措置命令をするには及ばないが、違反のおそれのある行為がみられた場合に行う行政指導</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 景品表示法を所管していた公正取引委員会の監視業務の実績(平成19年</p>	<p>要領に盛り込み、その徹底を図った。</p> <p>(消費者庁)</p> <p>→ 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。)に基づく食品表示案件に係る件数を把握、整理するため、食品表示案件に係る疑義情報を受け付けた場合には、当該情報に分類記号を付すこととし、平成22年4月以降に受け付けた食品表示案件に遡って整理を行っている。</p> <p>平成23年5月24日、22年度の景品表示法運用状況を公表し、その中で、景品表示法に基づく食品表示案件に係る件数についての分析結果を公表した。</p> <p>また、この結果について、食品衛生法(昭和22年法律第233号)を所管している消費者庁食品表示課及びJAS法を所管している農林水産省に提供し、情報の共有の推進を図ることとしている。</p> <p>⇒ 引き続き、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。)に基づく食品表示案件に係る件数を把握、整理するため、食品表示案件に係る疑義情報を受け付けた場合には、当該情報に分類記号を付し、整理を行ってきた。</p> <p>さらに、平成24年4月以降は、国と地方公共団体の間、地方公共団体間における情報の共有を一層促進するため、「食料品製造業」、「飲食物品小売業」など産業分野ごとに事案を抽出できる「景品表示法執行NETシステム」(消費者庁表示対策課と都道府県の間で景品表示法違反疑義情報を共有するシステム)の運用を開始した。</p> <p>平成23年度の景品表示法に基づく食品表示案件に係る件数についての分析結果は、平成24年8月9日に公表した景品表示法運用</p>

勸告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>度)</p> <p>i) 一般消費者等からの申告の受付 1,549 件</p> <p>ii) 公正取引委員会による職権探知(注1) 305 件</p> <p>iii) 消費者モニターからの報告(注2) 1,188 件</p> <p>iv) 不当表示等を行った事業者に対する排除命令(注3)(56 件)・警告(注4)(19 件)・注意(注4)(482 件)</p> <p>(注) 1 新聞折り込みチラシ等から不当表示等を自ら探索すること。 2 公正取引委員会が運営していた消費者モニター業務は、消費者庁に移管され、その名称も「景品・表示調査員」に変更された。 3 不当表示を行った事業者に対する「排除命令」は、景品表示法が消費者庁に移管されたことに伴い、「措置命令」に名称が変更された。 4 平成 24 年度以降においては、「警告」、「注意」の区分を廃止し、行政手続上の「行政指導」にあたる「指導」の区分を導入した。 5 上記 i から iv は、「表示事件」に係る実績である。</p> <p>○ 上記 i ～ iv の食品表示に係る実績が把握、整理されておらず、食品表示に関する案件の分析及びその結果を関係機関と情報共有する取組も行われていない。</p> <p>2 一般消費者等から提供された情報の迅速かつ適切な処理の推進 (勧告要旨)</p> <p>① 他の機関から回付を受けた景品表示法に係る疑義情報に係る措置を迅速に行うこと等を徹底するため、その結果について確認・点検を実施すること。</p> <p>② 都道府県等の食品衛生法担当部局に対し、一般消費者等から提供を受けた疑義情報について、その事実確認等を行った上で現地確認を迅速に行うこと及び関係機関に迅速に回付することを徹底するよう指導するとともに、その結果について確認・点検を実施するよう指導すること。</p> <p>③ 地方厚生局及び都道府県等の健康増進法担当部局に対し、一般消費者等から提供を受けた疑義情報について、関係機関に迅速に回付することを徹底するよう指導すること。</p>	<p>状況の中で公表したところであり、当該分析結果については、食品衛生法を所管している消費者庁食品表示課及び J A S 法を所管している農林水産省に提供し、情報の共有の推進を図った。</p> <p>なお、景品表示法に基づく食品に係る処理事件の平成 23 年度の件数は 103 件であった。</p> <p>(消費者庁)</p> <p>→① 今回の勧告を受けて、</p> <p>i) 他の食品表示関係機関から回付を受けた景品表示法に係る疑義情報の措置を迅速に行う</p> <p>ii) 一般消費者等から提供を受けた疑義情報を関係機関に迅速に回付することを徹底するため、その確認・点検を実施した。</p> <p>その結果、上記 i) については、勧告前の平成 21 年 9 月から 22 年 1 月までの平均事務処理期間が 14.5 日であったものが、勧告後の 22 年 9 月 3 日から 23 年 1 月までの間は 6.3 日に短縮された。</p>

勸告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p style="text-align: right;">(以上、消費者庁)</p> <p>④ 農政局・事務所における食品表示 110 番の受付及び周知の方法の実態を把握するとともに、一般消費者等の利便に資するため、電子メールによる情報の受付や窓口の周知を統一的に実施するよう指示すること。</p> <p>⑤ 農政局・事務所が受け付けた疑義情報の処理について、自己点検等の確実な実施を徹底するとともに、内部監査を実施すること。</p> <p style="text-align: right;">(以上、農林水産省)</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 消費者庁（景品表示法、JAS法、食品衛生法及び健康増進法を所管）、農林水産省（JAS法を所管）、都道府県等の食品表示行政の担当部局等は、一般消費者等から不適正な食品表示に関する情報を受け付け、必要な措置を講じている。</p> <p>○ 「生活安全プロジェクト」に関する関係閣僚会合（平成 19 年 12 月 17 日）において、国民の生活の安心を確保するために緊急に講ずる具体的な施策として、不適正な食品表示に関する情報が寄せられた場合に、必要に応じて関係機関で情報の共有・意見交換を行い、迅速に問題のある事業者への処分等必要な対応をとることとされた。</p> <p>《調査結果》</p> <p>[農林水産省（JAS法関係）]</p> <p>○ 食品表示 110 番の窓口で電子メールによる受付が未実施（9 局所中 3 局所）</p> <p>○ 食品表示 110 番に情報提供のあった疑義情報について、進行管理が適正に行われていないものあり。（9 局所の 552 件中 170 件（30.8%））</p> <p>[消費者庁]</p> <p>(景品表示法関係)</p>	<p>同様に上記 ii) についても、勧告前は 5.1 日であったものが、勧告後は 4.5 日に短縮された。</p> <p>⇒① 引き続き、上記 i)、ii) を徹底するため、その確認・点検を実施した。</p> <p>その結果、i) については、勧告前の平成 21 年 9 月から 22 年 1 月までの平均事務処理期間が 14.5 日であったものが、勧告後の 23 年 2 月から 24 年 5 月までの間は 5.5 日に短縮された。</p> <p>同様に ii) についても、勧告前は 5.1 日であったものが、勧告後は 4.9 日に短縮された。</p> <p>→② 全国の都道府県等の衛生主管部（局）長に対して、課長通知を發出し、一般消費者等から提供を受けた食品衛生法に基づく食品表示等に関する疑義情報について、その事実確認等を行った上で現地確認を迅速に行うとともに、関係機関に迅速に回付することを徹底すること、また、その結果について確認・点検を実施するよう指導した。</p> <p>さらに、平成 22 年度年末一斉取締り実施要領に上記の事項を盛り込み、その徹底を図った。</p> <p>その後、都道府県等により点検する仕組みの有無を確認したところ、全ての都道府県等から「点検を行っている。」との回答があった。</p> <p>⇒② 一般消費者等から提供を受けた食品衛生法に基づく食品表示等に関する疑義情報について、その事実確認等を行った上で現地確認を迅速に行うとともに、関係機関に迅速に回付することを徹底すること、また、その結果について確認・点検を実施することを実施要領に盛り込み、その徹底を図った。</p>

勸告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>○ 消費者庁が設置された後の他の食品表示関係機関から回付を受けた情報の処理状況をみると、システム障害等の影響から、速やかに処理されていないものあり。(平均処理期間 14.5 日) (食品衛生法関係)</p> <p>○ 疑義情報を受け付けてから、現地確認までに 7 日間以上を要しているもの(18 都道府県等の 377 件中 58 件 (15.4%)) 疑義情報を受け付けてから、関係機関に回付するまでに 5 日間を超えているものあり。(17 都道府県等の 183 件中 10 件 (5.5%)) (健康増進法関係)</p> <p>○ 疑義情報を受け付けてから、関係機関に回付するまでに 5 日間を超えているものあり。(5 地方厚生局の 6 件中 2 件、3 都道府県等の 4 件中 3 件)</p>	<p>⇒③ 各地方厚生局長に対し、「食品表示に関する行政評価・監視結果(勧告)について」(平成 22 年 9 月 3 日付け消食表第 293 号消費者庁食品表示課長通知)を発出し、一般消費者等から提供を受けた健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)に基づく食品の虚偽誇大広告等に関する疑義情報について、関係機関に迅速に回付することを徹底するよう指導した。 また、全国の都道府県等の衛生主管部(局)長に対して、課長通知を発出し、同様の指導を行った。 さらに、平成 22 年度年末一斉取締り実施要領に上記の事項を盛り込み、その徹底を図った。</p> <p>⇒③ 一般消費者等から提供を受けた健康増進法に基づく食品の虚偽誇大広告等に関する疑義情報について、関係機関に迅速に回付することを徹底することを実施要領に盛り込み、その徹底を図った。</p> <p>(農林水産省)</p> <p>⇒④ 平成 23 年 2 月 1 日に地方農政局等における食品表示 110 番の受付について、全ての地方農政局等において、電子メールでも可能とするとともに、食品表示 110 番の窓口の周知について、インターネットホームページ、電話帳、パンフレット、説明会等により統一的行うよう指示した。</p> <p>⇒④ 平成 23 年 9 月の農林水産省の地方組織の再編に際し、新たに全地域センターに食品表示 110 番受付窓口を設置し、農林水産省本省及び地方農政局のインターネットホームページにより周知し、消費者等からの情報提供の利便性の向上を図った。</p>

勸告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>3 食品表示の信頼回復に向けた取組の推進 (1) 科学的・合理的な食品期限表示の設定の取組 (勸告要旨)</p> <p>食品等事業者における科学的・合理的な食品期限表示の設定について、</p>	<p>→⑤ 平成 22 年 10 月 29 日付け通知により、地方農政局等が疑義情報を把握した後、速やかに立入検査等を実施することとし、疑義情報に基づいて行う立入検査等において、立入検査等の開始から違反事業者の改善確認の実施に至るまでの全工程について、点検をすることとしたところであり、これを踏まえて、平成 23 年 7 月 12 日から、疑義情報の回付についても、立入検査等に係る点検と同様の取扱いとした。</p> <p>また、疑義情報を把握した日から当該情報に係る食品の現場確認に赴くまでの期間は 5 日間（土日及び祝日を除く。）を原則とし、地方農政局等は、5 日間（土日及び祝日を除く。）を超えた場合はその都度超過した原因を検証することとし、平成 23 年 7 月 12 日から、これらの内容を食品表示 110 番マニュアルに明記した。</p> <p>⇒⑤ これまでの取組により、疑義情報を把握した日から当該情報に係る食品の現場確認に赴くまでの期間に 7 日間以上を要した割合は、総務省の調査時に 3 割程度だったものが平成 24 年 1 月時点では 1 割以下に減少した。</p> <p>また、平成 24 年 6 月 7 日付け事務連絡により、地方農政局表示・規格課長等が疑義情報等の把握から立入検査等までの期間について適切な進行管理を行うよう再度指示するとともに、地域センター等にも徹底した。</p> <p>(消費者庁)</p> <p>⇒ 「平成 23 年度食品衛生法等に基づく食品等の表示に係る年末一</p>

勸 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p>その周知徹底を図ること。その際、実態把握を推進すること。 (消費者庁)</p> <p>(注) 消費者庁の設置(平成21年9月1日)に伴い、食品衛生法第19条に定める食品に係る表示基準(期限表示を含む。)の設定等の事務は、厚生労働省から消費者庁に移管された。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年1月以降、不適切な期限表示等に係る諸問題が発生 ○ 食品事業者は、微生物試験、理化学試験、官能試験等含め、科学的・合理的な根拠に基づいて期限を設定することが必要 ○ 厚生労働省通知(平成19年1月)では、食品事業者に対し、次のとおり指導 <ul style="list-style-type: none"> ・消費期限・賞味期限の見直しは、「食品期限表示の設定のためのガイドライン」(平成17年2月)等を踏まえ、微生物試験、理化学試験及び官能試験の結果等に基づき、科学的、合理的に行うこと。 ・製品の期限設定の一覧とその根拠を作成し、製造又は加工する工場等に備え付けておくこと。 <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者が科学的・合理的根拠に基づいた食品期限表示の設定を行っていないとしているもの(27事業者中4事業者) <ul style="list-style-type: none"> この中には、期限表示の義務付けは承知しているが、科学的・合理的な設定の必要性を承知していないものあり。(2事業者) ○ 科学的・合理的な食品期限表示を設定しているが、製品の期限設定の一覧とその根拠を作成し、工場等に備え付けていないものあり。(科学的・合理的根拠に基づいた食品期限表示の設定を行っているとされている23事業者中 	<p>斉取締り実施要領」により、それぞれの都道府県等に対して、期限表示に関する監視指導を行った結果について報告を求めた。</p> <p>その集計結果は、以下のとおりである。</p> <p>(※ 1回目のフォローアップ時の改善措置状況については、以下の明朝体部分のとおり)</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 期限表示に関する監視指導を行った施設数：11,028施設 (13,668施設) ii) 上記i)のうち、期限表示の設定を行っている施設(11,028施設)における製品又は加工品の期限設定の一覧及びその設定根拠の整備状況 <ul style="list-style-type: none"> ・備えている施設：8,575(7,271)施設(77.8%(69.5%)) ・備えていない施設：2,453(3,195)施設(22.2%(30.5%)) ※ 製品又は加工品の期限設定の一覧及びその設定根拠を備えていない施設(2,453施設)については、指導を行った都道府県等から、「必要な試験を行い、科学的根拠に基づき期限を設定し、期限一覧を備えるよう指導した。」旨の報告を受けている。 iii) 上記i)のうち、「記録の作成・保存に関するガイドライン」に基づく記録を作成・保存している施設(6,385(6,754)施設)における製品又は加工品の期限表示についての記録状況 <ul style="list-style-type: none"> ・記録がある施設：5,577(5,256)施設(87.3%(77.8%)) ・記録がない施設：808(1,498)施設(12.7%(22.2%)) ※ 製品又は加工品の期限表示についての記録がない施設(808施設)については、指導を行った都道府県等から、「適切に記録を作成・保存するよう指導した。」旨の報告を受けている。 iv) 上記iii)で「記録がある」施設における科学的・合理的根拠なく、消費期限を超えた期限の表示等、不適切な表示の有

勸告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>5事業者)</p> <p>(2)コンプライアンスの徹底の取組 (勸告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「信頼性向上自主行動計画」に基づいて食品事業者団体が行う食品事業者に対するコンプライアンスの徹底の取組について、効果を検証するとともに、その徹底に関して、より一層の取組を促すこと。(農林水産省)</p> </div> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年1月以降、食品表示に関する事件が相次いで発生 ○ 農林水産省は「食品の信頼確保・向上対策推進本部」を設置し「食品業界の信頼性向上自主行動計画策定の手引き（5つの基本原則（注））」を作成 <small>（注）5つの基本原則とは、各食品事業者に対して、i）消費者基点の明確化、ii）コンプライアンス意識の確立、iii）適切な衛生管理・品質管理の基本、iv）適切な衛生管理・品質管理の体制整備及びv）情報収集・伝達・開示等の取組の基本原則と、基本原則ごとの取組方針及び具体的な行動を示し、それを参考としながら実際の取組を進めることを働きかけたもの</small> 	<p>無（5,577(5,256)施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なかった施設：5,572(5,232)施設（99.9%(99.8%)） ・ あった施設：5(13)施設（0.1%(0.2%)） <p>v) 上記iv)で「あった」施設に対する改善指導の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導した施設：4(13)施設（80.0%(100%)） ・ 指導していない施設：1(0)施設（20.0%(0%)） <p>※ 指導していない全施設については、自主回収の措置後、報告書が提出され、改善対策がなされていると判断したためとの回答を受けている。</p> <p>平成22年度年末一斉取締りの際と比べ、改善傾向にあるものの、未だ改善されていない施設もあることから、引き続き監視指導の徹底を図ることとする。</p> <p>(農林水産省)</p> <p>→ 食品業界のコンプライアンス徹底のため、183の食品事業者団体に対して、「食品業界の信頼性向上自主行動計画」策定の手引き～5つの基本原則～（平成20年3月、食品の信頼確保・向上対策推進本部決定）を通知し、信頼性向上自主行動計画の策定及びそれに基づく食品事業者に対するコンプライアンスの徹底の取組を働きかけたところ。</p> <p>また、当該通知に関する取組について、その効果を検証するため、上記183団体を対象に、「食品業界の信頼性向上のための取組状況調査」（調査期間：22年11月から12月）を実施した。</p> <p>その結果、回答のあった食品事業者団体（平成23年2月末現在、106団体が回答（回答率58%））においては、以下のとおり、研修会の開催や会報等による周知がされていたが、周知の取組が不十分な団体が見られたため、再度、183の食品事業者団体に対して、「食</p>

勸 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p>○ 平成 20 年 3 月、農林水産省は、食品事業者団体に対し、それぞれ「信頼性向上自主行動計画」を策定して実際の行動に移すことを要請 (農林水産省の取組目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度中に「信頼性向上自主行動計画」を 180 団体以上で策定 ・平成 22 年度までに 7 割以上の中小食品事業者において「企業行動規範」を策定 <p>《調査結果》</p> <p>○ コンプライアンスの徹底に向けた取組を行っていないもの (27 事業者中 10 事業者)</p> <p>○ コンプライアンスの徹底に向けた取組は行っているが、「企業行動規範」を策定していないもの (17 事業者中 5 事業者)</p> <p>○ 上記の 15 事業者のうち、事業者団体に加盟している 13 事業者中には、</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 農林水産省が食品事業者団体を通じたコンプライアンスの徹底に向けた取組を行っていることを承知していないもの (2 事業者) ii) 加盟団体から「モデル行動規範」の配布を受けていないもの (9 事業者) 	<p>品業界におけるコンプライアンスの徹底について」(平成 23 年 2 月 25 日付け農林水産省総合食料局食品産業振興課)を発出し、更なる周知徹底を要請した。</p> <p>① 会員への「5つの基本原則」の周知のための取組状況等について</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 研修会等の開催 8 割 ii) 会報等による周知徹底 7 割 <p>② 会員への「コンプライアンス体制の構築の必要性」の周知のための取組状況等について</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 研修会等の開催 6 割 ii) 会報等による周知徹底 7 割 <p>平成 23 年度においては、より一層の食品事業者団体の取組を促すため、食品産業品質管理・信頼性向上支援事業 (276,928 千円の内数)により、食品企業のコンプライアンス体制の確立を図るための実践的な研修会を開催することとしており、今後とも、これらの取組を継続し、食品事業者団体及び食品事業者のコンプライアンスの徹底を図ることとする。</p> <p>⇒ 平成 23 年度においては、より一層の食品事業者団体の取組を促すため、食品産業品質管理・信頼性向上支援事業 (276,928 千円の内数)により、実践的な研修会を全国各地で計 71 回開催し、食品企業のコンプライアンス体制の確立を図った。</p> <p>これまでの取組により、コンプライアンス体制確立のための第一歩である企業行動規範の策定率は、中小食品企業において、平成 19 年度に 50%だったものが 23 年度では 77%に向上した。</p> <p>今後の更なる取組を促進するため、「食品業界におけるコンプライアンスの徹底について」(平成 24 年 5 月 11 日付け農林水産省食料産業局企画課食品企業行動室)を発出し、更なるコンプライア</p>

勸告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>4 食品表示監視業務の業務量の検証及びこれに合わせた要員配置の見直し (勸告要旨)</p> <p>① 各農政局・事務所における食品表示の監視業務の担当者の取扱実績に較差が生じていることなどを踏まえた業務量の適切な検証を行うこと。 ② 各農政局・事務所における要員の配置を見直すとともに各農政局・事務所間の要員の配置を均衡にする中で要員の合理化を図るなど、農政局・事務所全体の合理的な要員の配置を図ること。(農林水産省)</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 平成 14 年 1 月に発生した食肉卸売会社による食肉表示偽装事件と、その後続発した数々の食品表示違反に対応するため、15 年 7 月、農林水産省本省に消費・安全局、地方農政局に消費・安全部を設置 また、食糧事務所を地方農政事務所に改編し、消費・安全部を設置。全国に食品の表示・規格に関する監視・指導を行う職員を配置</p> <p>○ 全国の農政局・事務所に約 1,700 人の食品表示監視業務担当者を配置(平成 20 年 8 月 1 日現在。内閣府沖縄総合事務局を除く。)</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 9 農政局・事務所の平成 18 年度及び 19 年度の立入検査・任意調査、巡回調査及び食品表示 110 番業務を調査した結果、その取扱実績(注)に較差あり。(注)取扱実績を担当者数で除した数値を比較した。 (平成 19 年度の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立入検査・任意調査 4.2 倍(最大 5.0 件、最小 1.2 件) ・ 巡回調査 2.0 倍(最大 49.3 店舗、最小 25.2 店舗) ・ 食品表示 110 番業務 4.2 倍(最大 46.2 件、最小 10.9 件) 	<p>スの徹底を要請した。</p> <p>(農林水産省)</p> <p>⇒①② 人員配置に当たっては、地方組織の再編等の状況を踏まえ、食品事業者数の店舗、業務実績等に基づいて検証した業務量等を勘案し、適切な人員を配置する予定である。</p> <p>※ 農林水産省の出先機関を再編(地方農政事務所等を廃止し、地域センター(65)を設置)するための農林水産省設置法改正案が平成 23 年 6 月 8 日に成立(23 年 9 月 1 日から施行)</p> <p>⇒①② 平成 23 年 9 月の農林水産省の地方組織の再編に際し、食品表示監視業務に従事する職員数について、食品事業者数の店舗、業務実績等を勘案した業務量指標を設定し、地方農政局・地域センターの人員の合理化を図る中で、地方農政局・地域センター全体の合理的な人員の配置を図った。 この結果、平成 24 年度における地方農政局等毎の人員と業務量指標に基づく人員との比率の最大最小比は、1.2 倍と較差の是正が図られた。</p>

勸 告 事 項											関係省が講じた改善措置状況
○ 9農政局・事務所の立入検査・任意調査及び巡回調査の取扱実績を比較した結果（指数）は、下表のとおり。											
農政局・事務所	北海道	東北	東京	北陸	東海	大阪	広島	香川	福岡	最大・最小の比較	
立入検査・任意調査	53.3	92.3	67.8	100.0	70.6	23.4	40.4	65.6	83.8	4.2倍	
巡回調査	78.5	71.4	81.9	83.8	100.0	72.0	61.9	51.1	74.8	2.0倍	
（注）指数値は、取扱実績を担当者数で除した数値が最も高い農政局・事務所を100としたもの											